


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

- 字の区域の変更(四四、四五・市町村課)
- 大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(四六・商工業振興課)
- 道路の供用開始(四七、四八・道路環境課)
- 都市計画の変更による送付圖書の縦覧(四九・都市計画課)

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本総合農林事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可(山本総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の変更の届出(秋田総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適當とする旨の決定(秋田総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業の換地計画の認可申請を適當とする旨の決定(秋田総合農林事務所)
- 県営土地改良事業の換地処分(仙北平野土地改良事務所)
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課)
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
- 二件物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
- 三件

告示

秋田県告示第四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、山本郡峰浜村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったの

で、同条第二項の規定に基づき、告示する。
右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
平成十五年一月二十四日
秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	山本郡峰浜村水沢字大久保岱 一三の二及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部並びに六の三、六の四、一四、一五、二〇、二二、二三、二四、二八、二九に隣接する道路、水路である国有地の一部
変更後の字の区域	山本郡峰浜村水沢字家ノ後

秋田県告示第四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡南外村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
平成十五年一月二十四日
秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	仙北郡南外村字大杉 一の一部、四の一部、一九の一部、二〇の一部、五四の四の一部、五七の二、五八の一、五八の三、七〇の二の一部、七〇の三、七〇の五の一部、七二の一、七二の二、七二の三、七三の一部、七七の一部、七八の一の一部、七八の二、七八の三、七九の一から七九の四まで、八〇の一、八〇
変更後の字の区域	仙北郡南外村字大杉二 タ又杉

<p>の二、八三の一部、八六の一の一部、八六の二、八七の一の一部、八七の二、九一の一の一部、九一の二、九三の一の一部、九三の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに五四の二、六二に隣接する水路である国有地の全部並びに六五の二の地先の道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡南外村字大杉山 一〇の二の一部、一〇の三</p>	
<p>仙北郡南外村字大杉ニタ又杉 二五二の一部、二五七の六の一部、三二三の一部、三三二の一部、三三四の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに二五三の一に隣接する水路である国有地の全部並びに二五七の一の地先の道路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡南外村字大杉山 一〇の二の一部、一一の四、一一の五</p>	<p>仙北郡南外村字大杉 岸</p>
<p>仙北郡南外村字大杉 一三二の一、一三三の三、一三三の一、一三三の四、一三四の一の一部、一四八の一部、一五〇の一部、一五四の一部、一五五の一部、一九〇、一九一の三、一九一の四、一九二、一九五の二、二〇一の一部、二〇五の一部、二二三から二六まで、二二二の一、二二二の二、二二二、二二四の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡南外村字大杉カッパ台 一から四まで、四の一、五、六、七の一部、一一の一部、一二の一部、二二の一の一部及びこれらの</p>	<p>仙北郡南外村字大杉山</p>

<p>の区域に介在する水路である国有地の全部</p> <p>仙北郡南外村字大杉山岸 八六の一の一部、九一の一部、一一の一、一一の二の一部、一一三、一一五の二、一一六の二、一一七、一一八の一、一一八の二の一部、一二〇、一二一、一二三の一の一部、一二五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>仙北郡南外村字大杉カッパ台</p>	<p>秋田県告示第四十六号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。</p> <p>平成十五年一月二十四日</p> <p>秋田県知事 寺田 典城</p>
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ラパス本荘店 本荘市出戸町中梵天百三十二番地</p> <p>二 県の意見 意見なし</p> <p>三 意見を述べた日 平成十五年一月十四日</p> <p>四 関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(一) 縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 本荘市役所 商工観光課</p> <p>(二) 縦覧期間 平成十五年一月二十四日から同年二月二十四日まで</p>	<p>秋田県告示第四十七号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。</p>

平成十五年一月二十四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	三百九十八号	湯沢市字下山谷二二八番五地先から裏門三丁目一二番五地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年一月二十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年一月二十四日から同年二月六日まで

秋田県告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年一月二十四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	川添下浜 停車場線	秋田市下浜名ヶ沢字坂本二二番地先から下浜羽川字岩瀬一四番まで	

二 供用開始の期日 平成十五年一月二十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年一月二十四日から同年二月六日まで

秋田県告示第四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、

次のとおり公告する。

平成十五年一月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
- 横手都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
- 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月二十四日 秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日 平成十五年一月八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 スポーツインフォメーションシステムズ
 - 三 代表者の氏名 大山 秀 二
 - 四 主たる事務所の所在地 秋田市山王沼田町二番八号
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、秋田県民に対して、スポーツ、文化、芸術の普及振興に関する事業を行い、県民の健全な心身の発達並びに地域スポーツ、文化、芸術の発展と地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。
- 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本郡琴丘町鹿渡土地改良区から次のとおり役員の変更があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
- 平成十五年一月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名 山本郡琴丘町鹿渡字勢奈尻九番地 工藤光雄

二 就任理事の住所及び氏名
 山本郡琴丘町鹿渡字片力リ橋七十六番地の二
 退任監事の住所及び氏名
 山本郡琴丘町鹿渡字石田一番地

三 就任監事の住所及び氏名
 山本郡琴丘町鹿渡字石田一番地
 " " " 字泉沢家の前七十七番地
 " " " 字浜村下三十五番地
 " " " 字羽根川五十三番地
 " " " 字猿田ヒケノ沢五十一番地
 " " " 字山谷家の上三十五番地

四 就任監事の住所及び氏名
 山本郡琴丘町鹿渡字石田一番地
 " " " 字泉沢家の前七十七番地
 " " " 字浜村下三十五番地
 " " " 字羽根川五十三番地
 " " " 字猿田ヒケノ沢五十一番地
 " " " 字山谷家の上三十五番地
 退任監事の住所及び氏名
 山本郡琴丘町鹿渡字石田一番地
 " " " 字泉沢家の前七十七番地
 " " " 字浜村下三十五番地
 " " " 字羽根川五十三番地
 " " " 字猿田ヒケノ沢五十一番地
 " " " 字山谷家の上三十五番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、山本郡琴丘町鹿渡土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年一月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年一月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、若美町福川土地改良区から次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年一月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
 南秋田郡若美町福川字福川三十三番地
 鈴木孫城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、若美町からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月二十四日

秋田県知事 寺田典城
 一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（八ツ面地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備））変更計画書及び条例の写し
 二 縦覧期間 平成十五年一月二十七日から同年二月二十四日まで
 三 縦覧場所 若美町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、若美町からなされた換地計画に係る申請を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十五年一月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

一 申請年月日 平成十四年十二月十六日
 二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（八ツ面地区（八ツ面換地区）中山間地域総合整備事業（ほ場整備））換地計画書の写し
 三 縦覧期間 平成十五年一月二十七日から同年二月二十四日まで
 四 縦覧場所 若美町役場

平成十五年一月十七日県営土地改良事業（駒場北地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年一月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

県有財産について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
 平成十五年一月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の番号、所在地等

物件番号	所在地	区分	地目等	数量等（㎡）
一	秋田市保戸野八丁六〇七番一	土地	宅地	四四八・二七

三	二ツ井町字五千苅二〇番七		
	土地	宅地	二六九・〇〇
二	秋田市保戸野八丁六〇七番一		
	建物	二階建住宅	一四七・〇八
	土地		四五一・一七
	建物		一四一・七一

二 契約条項を示す場所、入札参加申込書の交付場所及び期間

物件番号	交付場所	期 間
一・二	秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三五)	平成十五年一月二十四日(金)から同年二月十日(月)(土曜日及び日曜日を除く。)(までの午前九時から午後五時まで)
三	秋田県山本地方部県民室 (電話〇一八五 五一 六二〇三)	平成十五年一月二十四日(金)から同年二月十二日(水)(土曜日、日曜日及び休日を除く。)(までの午前九時から午後五時まで)

三 入札執行の場所及び日時

物件番号	場 所	日 時
一・二	秋田県出納局管財課入札室	平成十五年二月十二日(水) 午前十時
三	秋田県山本地方総合庁舎一階第一心接室	平成十五年二月十三日(木) 午後一時三十分

四 入札参加者の資格

入札参加申込書を当該物件ごとに二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
- (二) 法人の場合
 - 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
 - 印鑑及び法人登記簿謄本

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (一) 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- (二) 契約保証金は契約金額の百分の十以上とし、契約締結と同時に現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって納入するものとする。

七 入札参加申込みに係る制限

- (一) 郵便による入札書の提出は、認めない。
- (二) 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

八 随意契約の実施

再度の入札に付し落札者がない場合、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第六号の規定に基づき随意契約を実施する。

九 その他

その他詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班(電話〇一八 八六〇 二七三五)に照会のこと。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十五年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
パーソナルコンピュータ 百九十五台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年三月二十六日(水)
- (四) 納入場所
県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を除き、平成十五年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月二十四日(金)から同年二月十七日(月)までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所
 平成十五年二月二十一日(金)午前十一時 秋田県庁地下一階管財課入札室
 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
 平成十五年二月二十一日(金)午前十時五十五分 (一)に掲げる場所

(四) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他
 (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 (二) 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金
 入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
 (2) 契約保証金
 落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七條第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
 (3) 入札保証金の納付を免除される者
 次のア又はイの書類を平成十五年二月十八日(火)午後三時までに三(一)に掲

げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
 なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するもの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
 イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者
 (3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等
 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 (四) 入札の無効
 規則第六十六條に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否
 その他
 詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 195 units
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 21 February, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十五年一月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
電子計算組織 三式
購入物品の仕様等
- (二) 入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十五年三月二十五日(火)
納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (三) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月二十四日(金)から同年二月十七日(月)までの期間、随時交付する。
- (四) 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年二月二十一日(金)午前十一時十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成十五年二月二十一日(金)午前十一時五分 (一)に掲げる場所
入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 四 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金

- 五 概要
- (一) 入札保証金
- 入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (二) 契約保証金
- 落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七條第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (三) 入札保証金の納付を免除される者
- 次のア又はイの書類を平成十五年二月十八日(火)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
- なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
- ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
- イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (四) 契約保証金の納付を免除される者
- (3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等
- 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効
- 規則第六十六條に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要
- その他
- 詳細は、入札説明書による。

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 3 sets
 - 2 Time-limit of tender : 11:10 A.M. 21 February, 2003
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年一月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
自動車税納税通知書 五十万セット
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十五年三月二十五日（火）
 - (四) 納入場所
秋田県庁
 - 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
主たる営業種目を一般印刷類若しくは軽印刷類で登録している県内資本の企業であること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (四) 当該調達契約に示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月二十四日（金）から同年二月三日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年二月五日（水）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年一月二十四日
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
高度数値シミュレーション用端末用パソコン 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
- 秋田県知事 寺田典城

(四) 平成十五年三月二十日(木)
納入場所
秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月二十四日(金)から同年二月三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年二月七日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

語学学習装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十五日(火)

(四) 納入場所

秋田県立雄勝高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月二十四日(金)から同年二月三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年二月七日(金)午前十一時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。
六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄